

三重県内の酒類販売事業者等の事業継続を支援します！

三重県酒類販売事業者等支援金(10月分)

三重県リバウンド阻止重点期間による、飲食店への時短要請の影響により、売上が減少した県内の酒類販売事業者等を対象に、支援金を支給します。

1 対象事業者

酒類販売事業者等

(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)

三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

2 主な支給要件

- (1) 令和3年9月30日以前に、**酒類製造免許、酒類販売業免許**のいずれかを取得し、事業を営んでいること
 - (2) **令和3年10月において、営業を行っていること**
 - (3) 令和3年10月の売上が前年又は前々年同月比で**30%以上減少**していること
 - (4) **売上減少率50%以上の場合、国の月次支援金の給付決定を受けていること**
- ※ただし、時短要請等協力金、地域経済応援支援金との併給は不可。

売上減少率50%以上の場合には、国の月次支援金の給付決定を受けていることが必要です。

「月次支援金」ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html
「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

3 支給金額

1事業者あたり以下の額を**上限**に、売上減少額(※)を支給

中小法人等：20万円 / **個人事業者等：10万円**

※売上減少率が50%以上の場合、国の月次支援金の給付額を控除した額

4 申請受付

令和3年**11月上旬**：申請要項の公表、申請受付開始(予定)

5 支援金に関するお問い合わせ

三重県酒類販売事業者等支援金 事務局

(TEL:059-224-2838) 受付時間:平日9時から17時 ※土日祝日は除く